

●書評

Adrien Katherine Wing ed,
Global Critical Race Feminism: An International Reader

近畿大学人権問題研究所准教授 熊本理抄

「人権」は“human rights”と複数形で表記する。権利は一つひとつ数えることができ、人権はその中身を個別具体的にあげることができるからである。今まで権利だと思われていなかったものや human rights に含まれていなかったものがマイノリティ当事者たちの運動によって権利だと認められるようになり、human rights に追加され続けている。

マイノリティ・フェミニズムは、具体的かつ現実的な関係性のなかに組み込まれている不平等で非対称的な権力関係や権力構造を「差異」「多様性」「女という同一性」という言説で隠蔽することへの抗議の声をあげてきた。それは、「人権の普遍性」に対する異議申し立てとも連動していった。ブラック・フェミニズムや Critical Race Feminism (CRF) は、アフリカン・アメリカン女性や women of color の経験を理論・実践の中心にすえることで、国際人権法やフェミニズム、普遍的人権、現代思想の「知」の体系の枠組みを再構築しようとしている。多元的な領域において複合的・多層的な抑圧を経験している女性たちは人権論の再定義化を繰り返し試みている。

ベル・フックスが『私は女ではないのか：黒人女性とフェミニズム』を刊行して 30 年。日本においても 90 年代初めから、マイノリティ女性たちが、日本のフェミニズムへの批判を展開してきた。1997 年には、『現代思想』が『女』とは誰か』という特集を組んでいる。

本書は、発刊から 10 年を経ているが、マジョリティからの視点ではなく、博物館やデパートの「陳列」ではなく、「女」とは誰か、「マイノリティ」とは誰

か、「黒人女性」とは誰か、とマイノリティ女性の視点から論考しており、今においてもなお学ぶ意義があると考えます。

本書には、27本の論文が所収されている。取り上げるテーマも地域も多様である。国内法および国際人権法、フェミニスト法学、開発、「第一世界」における「第三世界」の女性、家族、女性に対する暴力、労働、文化・宗教…。こうしたテーマを議論するにあたって、women of colorの視点や経験を理論・実践の中心にすることで、国際法、グローバルフェミニズム、ポストコロニアル理論の発展に貢献することを目的の一つとしている。議論として取り上げる地域も、論文の順番にあげてみると、米国のみならず、キューバ、ニュージーランド、フランス、セルビア、ニカラグア、コロンビア、南アフリカ、日本、中国、オーストラリア、ガーナ、パレスチナ、プエルトリコ、ラテンアメリカなど、多様性に富んでいる。

本稿では、本書の概要を評者が特徴的だと思う点を中心に紹介したい。

まず、国際的な人権規範における「人権の普遍性」の主張と、相対主義的文化論との対立の狭間に置かれるマイノリティ女性たちの葛藤に注目する。

彼女たちは、独立や自決を求める民族の闘いでは、「女性の仕事」の領域に追いやられる。家父長制に対する女性の闘いに身を投じれば、ローカルな文化に敵対する西洋の価値に取り込まれた反逆者と見なされる。女性が国際的に展開する「人権の普遍性」の主張を自文化の文脈にどのように取り入れるのか。西洋をモデルとした「普遍」は問題をはらんでいるのではないかと。フェミニズム、反人種主義、民族解放運動の複雑な関係性の中で、困難に直面しながらも模索を続ける女性たちの理論化と実践の挑戦である。

FGS（女性性器手術）をめぐる議論も興味深い。法による万人救済主義者と、文化による相対主義者との対立にいかにか橋をかけることができるのか。FGSと

いう習慣に、国際人権法をどのように適用するのか、そもそも適用するのかわるか。「人権の普遍性」を基盤として、文化横断的に国際人権法をFGSに適用できるのか。こうした論点に対して、CRFの有効性をさぐるようとしていることも評価できる。

国際人権規範における「人権の普遍性」は、西洋の文化をモデルとしており、その文化的価値やモラルを他の社会や文化に押しつけているのではないか。部外者が自文化とは異なる文化的行動を評価・判断することができるのか。

国際人権法の諸規範における「人権の保護」や「人権の促進」の意義づけにあたって、具体的・固有的な human rights の名前や意義をいかに定義し追加するのか問われている。

関連して、women of color による「白人フェミニスト」「西洋フェミニスト」に対する批判をどうとらえるか、についての考察も必要であろう。

「白人フェミニスト」や「西洋フェミニスト」たちが掲げる「人権の普遍性」の議論は、教条的で、押しつけで、自文化中心主義である、シスターフッドの概念によって他の社会に介入しようという動機は、自分の文化や社会とは異なる文化や社会に対する尊重もなく、「女性に対する犯罪」と名付け、「救済」しようとするものである、と批判する。「家父長制支配」とひとくくりにして、西洋の女性の「生」や経験を単純化し、アフリカの女性の「生」や経験、文化と比較しようとするが、「西洋フェミニスト」をモデルとしたフェミニズムでは、women of color の女性やアフリカの女性の「生」や経験を単純化してしまい、その複雑さを説明することはできないと批判する。しかしこの批判は、「白人フェミニスト」や「西洋フェミニスト」をも、women of color の女性やアフリカの女性たちによって単純化され、ひとくくりにされてしまう危険性を伴っている。

アフリカの中でFGSに反対している女性を西洋に影響されていると批判する

ことは、アフリカ女性のエイジェンシーを否定する。同じく、アフリカを他者化することで西洋のアイデンティティを構築する西洋フェミニストのエイジェンシーもまた否定されているのではないだろうか。

「第一世界」の女性によって定義され表象される「第三世界」の女性。「第三世界」の女性に対する抑圧が「第一世界」の女性によって強調されるそのありようがネオコロニアルなものになり、「女性としての抑圧の共有」が、男性の抑圧を受け入れている「犠牲者」としての「第三世界」の女性を定義し構築する、と言う。女性として普遍的に共有している抑圧がグローバルな矛盾を見えなくしてしまい、「第一世界」の女性が提起する「女性の人権」という議題のもとでは、第三世界の女性が抑圧の犠牲者として定義されてしまう。

そこにあらわれるのは、西洋フェミニストの特権化であり、第三世界における実践に有効な理論を提供する西洋フェミニスト、その西洋フェミニストによる、第三世界の女性の救済、という図式である。西洋フェミニストは理論、第三世界の女性は闘い。この国際的な分業は、植民地化において白人男性が行ってきた布教と文明化の再現ではないのか、とは、国際人権規範における性の政治学を問題化してきたフェミニストに対する皮肉な指摘である。

次に、「女性に対する暴力」をめぐる論考に注目したい。

「女性に対する暴力」は、男性が支配する公的領域に限定して議論されてきた「人権」概念のパラダイム転換をもたらした。家庭や地域といった私的領域における女性の人権侵害に対する告発は、公私領域の区別を基礎とし、公的領域における人権を優先してきた国際人権法に対する異議申し立てともなった。公私領域における複合的な差別を経験している女性たちによる人権法の再定義化が必要なのである。

西洋フェミニストは、公私領域を区別し、セックス・セクシュアリティ・ジ

エンダーにおける男性支配ならびに社会関係における男性権力、そして男性の優位性を説明してきた。しかしこの分析では、第三世界の複雑なジェンダー関係を説明できない、と指摘している。西洋の家父長制と植民地支配のヘゲモニー的な政治経済が第三世界のセックス・セクシュアリティ・ジェンダー構造を再構築してきたことを説明する。

本書では、アボリジニの女性に対する暴力に関する論文がある。人種差別、ジェンダー差別、植民地主義の影響、マイノリティとしての地位、社会的資源に対する不平等なアクセス、アボリジニコミュニティが抱える不平等な発展などの問題が複合的にアボリジニ女性に覆い被さる。コミュニティ内の問題をコミュニティの外に提起することに対して抱える不安、社会からのコミュニティに対する否定を伴う危険、人種差別よりも性差別を優先することに対する恐れ…。コミュニティ内の暴力に加えて、植民地主義がコミュニティにおける女性の地位と役割を剥奪し、支配者からの性的搾取に、よりいっそうさらされるようになってしまった。西洋の家父長主義的な法制度や価値規範の強力な押しつけによって、異なる性役割や女性の地位を維持していたアボリジニ女性のコミュニティ内での地位の低下がもたらされる。アボリジニの男性たちは、伝統的な社会構造が崩壊していく中で、権力を使って、「伝統」を守ろうとする。

植民地時代に、法の下で行われた残虐行為や絶滅政策の経験は、オーストラリアの法制度に対するアボリジニ女性たちの信頼を奪ってしまっている。レイプに対する沈黙。白人フェミニストたちが「女性の人権」として声にあげる課題は、リプロダクティブ・ライツ、セクシュアリティ、雇用における平等、子どもに対する十分なケア、セクシュアル・ハラスメントや暴力の撤廃などだが、これらはアボリジニ女性のニーズと一致しないという。リプロダクティブ・ライツや子どもに対するケアは、彼女たちが体験してきた、強制不妊や子どもの剥奪の記憶と重なる。雇用における平等や、職場におけるセクシュアル・ハラ

メントからの自由についても、教育を受けていないアボリジニ女性は雇用の分野に参画することさえできないでいる。

フェミニズムは、私的領域における暴力に焦点を当ててきた。その結果、私的領域に対する権力の介入をもたらした。アボリジニに対する「暴力」は、保護主義や同化主義の形態を取りながら、公的領域においても、権力の介入をもたらした。公私二分法の境界線に基づく「暴力」の意味のとらえ直しが求められている。

本書では、「女性に対する暴力」について、数本の論文が投稿されている。DVは、ヴァナキュラーな伝統文化への外国の価値規範の侵入だともとらえられているという。植民地主義、ネオコロニアリズム、支配など、コミュニティの外の暴力を受けてきた男性たちは、文化的に構築された「男性」でいることができなかった。その男性たちが「男らしさ」を行使できたのは、私的領域における「自分の女たち」に対してのみだった。

「男らしさ」を剥奪された男たちにとって、習慣、文化、宗教が精神的な逃げどころとなっていく。私的領域さえも、支配者の警察や軍隊によって占領されている。支配者による暴力からの生き残りをかけた「男らしさ」の誇示。女性もそこに自分たちのアイデンティティや役割を再確認していく。たとえそれが従属をもたらすものであったとしても、コミュニティの外部の者には言えずに沈黙していく。沈黙、劣等意識、個人としてのアイデンティティに対する傷、暴力の正当化。これらは、*spirit injury* と表現されている。

アパルトヘイト政策による外からの暴力、内からの暴力、医者・カウンセラー・警察・法による支援がないという暴力、裁判での伝統的ステレオタイプとの闘い、「男らしさ」が剥奪された男性のフラストレーションが暴力となって女性に向かう。そして、生活を守るために、女性たちは暴力を沈黙していく。

コミュニティの内外からの価値の剥奪によって、生活や文化の価値に低下や

崩壊がもたらされる。法がそれをどのように救済できるのか。自己否定や自信のなさをもたらす差別に対して、反差別法がこれを克服できるのか。

人権の普遍主義対文化相対主義の議論にしても、「女性に対する暴力」の議論にしても、問われるべきは、自文化中心主義・自民族中心主義に依って立つ、自らのポジショナリティであり、権力構造であろうと思う。自分の文化とは異なる文化における行動や実践にふれたときに、どのように判断するのか、とくに差別がからんだときにどのように当事者たちと議論していくのか。それは、評者自身に問われている課題でもある。

マイノリティ女性が属するグループやコミュニティに対するマジョリティ社会からの強固な抑圧・差別や植民地支配の歴史の中で、存在が、文化が、価値観が否定され、剥奪されてきた。そうした歴史的緊張の中で、自らのコミュニティが受け継いできた伝統文化や伝統的な習慣を復活させよう、維持していこうという動きは日本においても見られる。そうした文化や習慣の中には、性差別的なものや、女性に対して抑圧的なものがある。しかし本書は、問わなければならないのは、読み手自身の立ち位置であるという視点をすどく読み手に求めてくる。

マイノリティ女性が属するグループやコミュニティの中での暴力や性差別の問題を考えるときにおいても、彼女たちが属するマイノリティグループやコミュニティを取り囲んでいるマジョリティ社会の差別構造や差別的な制度、マジョリティ文化の問題を考える必要がある。マイノリティ女性が属するグループやコミュニティに対する差別が、彼女たちが被る差別・支配・抑圧・暴力をさらに強化していることを把握する視点が必要である。

本書においても、「ここ／わたし」を語らない規範の中で、「あそこ／彼女ら」を判断することについて、アイデンティティやポジショナリティの政治的な定義と、知識生産における歴史的・地理的・文化的な規範の問い直しの必要性が

語られている。

定義や規範の問い直しの必要性については、本書で一貫して論じられている法理論や法の枠組みについても言える。米国社会において法は、階級、人種、ジェンダーのヒエラルキーの維持に寄与してきたとして、Critical Race Theory (CRT) など、法を人種や階級の視点から分析することが試みられてきた。フェミニスト法理論についても、ジェンダー、階級、人種、性的指向の交差の中で生きる女性たちの社会関係の多様性を無視してきた結果、米国内での闘いと、帝国主義に対して地球規模で展開されている闘いとがリンクできていないと批判する。フェミニズムと CRT の視点から女性の法的地位を分析する CRF の有効性や可能性が本書では展望されている。

国際法の枠組みでは、人種差別とジェンダー差別が序列化され、人種差別が特権化される傾向にある。一方、家父長的な法体系や社会構造に関心を持ってきたフェミニズム法理論では、自分たちの価値を他者に押しつける傾向がある。異なる法体系で、女性の法的地位や文化を超えて、適切かつ効果的に比較するアプローチをフェミニズムは持っていないと指摘する。CRF は、women of color、貧困女性、レズビアンなど、女性の経験の多様な現実を発見しようとする。

セルビアにおけるロマ女性の実態を解明するための統計や社会科学的な研究、文献が存在しない中、彼女たちの地位分析において、CRF が有効だと論じる。同化主義、健康・医療・貧困問題を抱えるがゆえの障害児問題に対する不十分な制度、マジョリティ文化の中での重責とともに自文化の中で直面する家父長制、人種主義・貧困・社会的差別に基づく DV やレイプ、警察や法制度に対する不信、情報不足、「他者」に対する不寛容、民族的憎悪…。国家間の紛争がより重要な問題とされるため、ロマ女性たちの問題は無視され不可視化される。

ロマ女性たちは、自分たちが抱える問題を「ジェンダー問題」といったよう

に個別の問題として分けることはできず、自分たちにとってはより広範な政治課題が重要だと訴えている。ロマの男性と女性の双方にとっての共通の目的に向けて日々の闘いにコミットし、男性にも女性にも普遍的な価値をもたらす闘いの方が重要だと考えるため、性差別を過小評価してしまう。

CRF は、自身のアイデンティティやポジショナリティが分類されて定義づけられ判断されるマイノリティ女性たちにとって、トータルに自身をとらえる、当事者による当事者のための枠組みの一助になっているのかもしれない。マイノリティ女性たちはいくつもの条件のからみあいの中にのがれがたく位置づけられている。世界を見渡すと、本書のように、マイノリティ女性当事者たちによる一連の思想的達成があり、性別、人種、階級、ナショナリティなどのからみあいと社会的権力関係について、わたしたちが学ぶべき知見を提示している。その知見に学びながら、日本における「人権」論の根底からの問い直しが求められている。貴重な知見に対してどのように応えていくかは、わたしたちの課題である。誤読や不適切な解釈については、読者の皆さんとの今後の対話としたいと願う。

(444 頁・New York University Press, New York & London・2000 年)